

名古屋市立大学なごや共創研究基金奨学金要綱

令和6年5月7日理事長決裁

(目的)

第1条 名古屋市立大学なごや共創研究基金奨学金（以下、「本奨学金」という。）は、名古屋市立大学（以下、「本学」という。）の第四期中期目標期間を含めた中長期を展望し、世界をリードする魅力ある大学をめざすため創設された「なごや共創研究基金」を原資として、研究者を目指す学生に対して給付することで、世界レベルの研究者の育成、地域社会へのさらなる貢献することを目的とする。

(奨学金の種類)

第2条 本奨学金は、経済的支援のための給付型奨学金とする。

(奨学金の給付対象)

第3条 本奨学金の給付対象者は、以下の(1)または(2)の要件を満たし、かつ(3)の要件を満たす者。

- (1) 本学大学院博士後期課程、大学院医学研究科もしくは薬学研究科博士課程に在籍する者
- (2) 本学大学院医学研究科修士課程に在籍する者
- (3) 次の項目のいずれにも該当しない者
 - 本人の年収が180万円を超える者
 - ※ 所属研究科におけるティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント活動の報酬は、収入に含めない
 - ※ 独立行政法人日本学生支援機構が実施する貸与型奨学金及び国（国立研究開発法人）等の補助金事業に採択され本学が実施する事業、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に給付される研究奨励金、その他本学が運営する独自の奨学金等の給付額は、収入に含めない
 - 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生

(奨学金の給付額及び給付期間)

第4条 本奨学金の給付金額は1人半期ごとに25万円（1年度あたり50万円）とし、給付期間は名古屋市立大学大学院学則第8条に規定する標準修業年限とする。

(奨学金の給付申請)

第5条 本奨学金の給付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、指定の期日までに所定の様式に収入が証明できる証明書等を添えて、理事長宛てに申請しなければならない。

(奨学金の給付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、第3条及び第4条に規定する給付対象及び給付要件の該当または非該当を確認し、予算の範囲内で給付対象者（以下、「奨学生」という。）を選考の上決定し、申請者に通知する。

(奨学金の給付方法)

第7条 本奨学金は、給付決定後速やかに奨学生本人の預金口座への振込により給付する。給付時期は、毎年概ね5月及び11月とする。

(奨学金の給付停止)

第8条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、理事長は奨学金の給付を停止する。

- (1) 本学学生の身分を失ったとき。
- (2) その他、奨学生として適当でないと認められるとき。
- 2 休学または停学等により半期在学しないときは、当該期間の奨学金の給付は停止する。

(奨学金の返還)

第9条 奨学生が次の事項に該当する場合は、在学中に給付した奨学金の全額の返還しなければならない。

- (1) 名古屋市立大学学生懲戒規程（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第23号）別表に掲げる行為を行い、処分を受けたとき。
- (2) 申請において虚偽の記載、申告を行っていたことが判明したとき。

(その他の事項)

第10条 その他、本要綱に規定がない事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

